地方法人課税の偏在是正

これまでの経緯

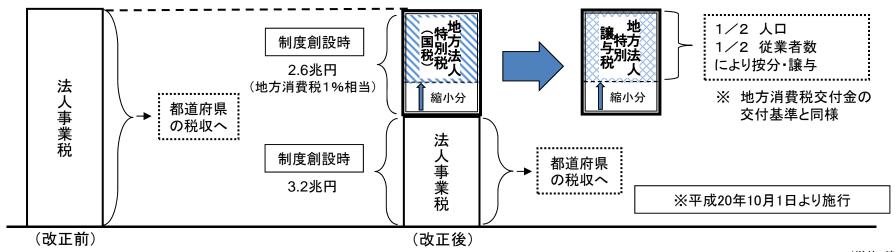
地方法人特別税・譲与税

地方法人特別税等に関する暫定措置法(抄)

第一条 この法律は、<u>税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置</u>として、法人の事業税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。)の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

➡️(平成26年度改正で地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元)

※ 平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用。



(単位:億円)

| l | 税源の偏在是正の観点から、 |
|---|-------------------------------|
| • | 制度創設時において、地方消費税1%分に |
| | 相当する法人事業税を、地方消費税交付金 |
| I | の交付基準と同じ基準で譲与することとし |
| ı | <i>†-</i> ‡ , ⊘ |

| | | 制度創設時の想定 | H25実績 | H26実績 ^(見込) | H27地財 |
|-------------|-------------|--------------|-----------------|--------------------------|-----------------|
| 地 | 方消費税1%相当額 | 26, 000 | 26, 496 | 24, 830 | 26, 413 |
| 地方法 | 人特別税・譲与税の規模 | 26, 000 | 19, 803 | 23, 879 | 21, 234 |
| 減収となる団体の影響額 | | ▲3, 986 | ▲ 2, 529 | ▲3, 318 | ▲3, 334 |
| | 東京都 | ▲3, 197 | ▲ 1, 906 | ▲ 1, 859 | ▲ 2, 172 |
| | 愛知県 | ▲ 414 | ▲275 | ▲ 1, 172 | ▲ 1, 006 |
| | 大阪府 | ▲265 | ▲221 | ▲122 | ▲ 65 |

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 消費税法の一部を改正する等の法律 (抄)

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

- 第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。
 - <u>五 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。</u>
 - <u>イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に</u> 併せて抜本的に見直しを行う。
 - <u>ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。</u>

地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(概要)

平成25年11月

税制抜本改革法第7条第5号の規定を踏まえて、地方法人特別税・譲与税制度及び地方法人課税のあり方等の見直しを行うための考え方をまとめるべく、総務大臣からの要請に基づき、平成24年9月に地方財政審議会に検討会(座長:神野直彦東京大学名誉教授)を設置し、計16回開催して議論を重ねた結果、報告書を取りまとめた。

[地方法人課税のあり方等に関する基本的な認識について]

- 地方自治の原則は「税」であること、受益と負担の関係等から、<u>偏在性が小さく税収が安定した地方</u> <u>税体系の構築が原則</u>。その上で<u>なお存在する地方団体間の財源の不均衡の調整は、地方交付税制</u> <u>度で対応することが原則</u>。
- <u>地方法人特別税・譲与税制度</u>は、<u>将来的な消費税1%相当額との税源交換等を念頭</u>に置きつつ、 <u>税源偏在・財政力格差を早急に是正するために「偏在性の小さい地方税体系を構築するまでの間」</u> <u>の暫定措置として創設された異例の措置</u>。
- <u>地方法人課税</u>は、受益に応じた負担を法人の事業活動に求めるためにも<u>引き続き重要な役割を担</u> うべき。
- <u>地方法人所得課税は、税収の偏在性が大きく年度間の税収の変動が大きいこと等</u>から、
 - 法人住民税法人税割→ 都道府県分及び市町村分の交付税原資化
 - ・ 法人事業税所得割 → 外形標準課税の拡充(付加価値割の充実等)
 - を目指すべき。

[地方法人課税のあり方等に関する見直しの方策について]

- <u>地方消費税率の引上げにより</u>、<u>不交付団体の財源超過額は拡大</u>し、<u>不交付団体と交付団体間の</u> <u>財政力格差が拡大</u>することから、<u>偏在是正のための措置が必要</u>。
- 地方消費税の充実又は消費税に係る地方交付税法定率分の地方消費税化と、法人住民税法人税 割の地方交付税原資化による税源交換を<u>基本的な目標とすべき</u>。
- **今回の税制抜本改革において**は既に地方消費税の税率引上げが決定していることを踏まえ、税制 抜本改革法第7条第5号ロの規定に基づき、**法人住民税法人税割の一部の交付税原資化**を図ること を検討すべき。
- <u>地方法人特別税・譲与税制度</u>については、異例の暫定措置であることから、<u>廃止の上、法人事業</u> 税に復元することを基本に検討すべき。その際、<u>法人住民税法人税割の交付税原資化により、より</u> 望ましい偏在是正措置に移行していくべき。
- 法人住民税法人税割の<u>交付税原資化の規模が一定の範囲内にとどまる場合</u>には、<u>暫定措置</u>として、現在と同様の偏在是正制度を補完的に措置せざるを得ない場合もあるのではないか。

地方法人課税の偏在是正

【平成26年度与党税制改正大綱】

[消費稅率8%段階]

○ 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を 地方交付税原資化

1. 法人住民税法人税割の税率の改正

[]:制限税率

(都道府県分) 5.0% [6.0%] \rightarrow 3.2% (\triangle 1.8%) [4.2%] (市町村分) 12.3% [14.7%] \rightarrow 9.7% (\triangle 2.6%) [12.1%]

2. 地方法人税の創設

- ・ 法人住民税法人税割の引下げ分を規模とする国税(国が賦課徴収)
- ・ 法人税額を課税標準とし、税率は4.4%(法人住民税の税率引下げ分相当)
- 税収全額を交付税特会に直接繰り入れ、地方交付税原資化
- 偏在是正により生じる財源(不交付団体の減少分)を活用して地方財政計画に歳出を計上
- 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元

[消費税率10%段階]

○ 消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。 また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在 是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

【平成27年度与党税制改正大綱】

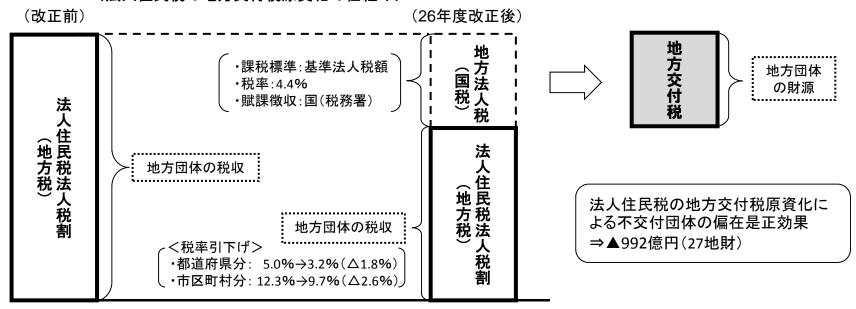
〇 平成26年度与党税制改正大綱における消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。

地方法人税の概要

- ▶ 消費税率8%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率引下げに合せて、地方法人税(国税)を創設し、税収全額を地方交付税原資化。
- ▶ 地方法人税の納税義務者は法人税と同様であり、法人税額(所得税額控除等の適用前)に対し4.4%の付加税。 ※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用。

(参考) 27年度税収: 地方法人税0.5兆円 法人住民税法人税割2.2兆円 (※27年度税収は26年度改正の影響が平年度化していない)

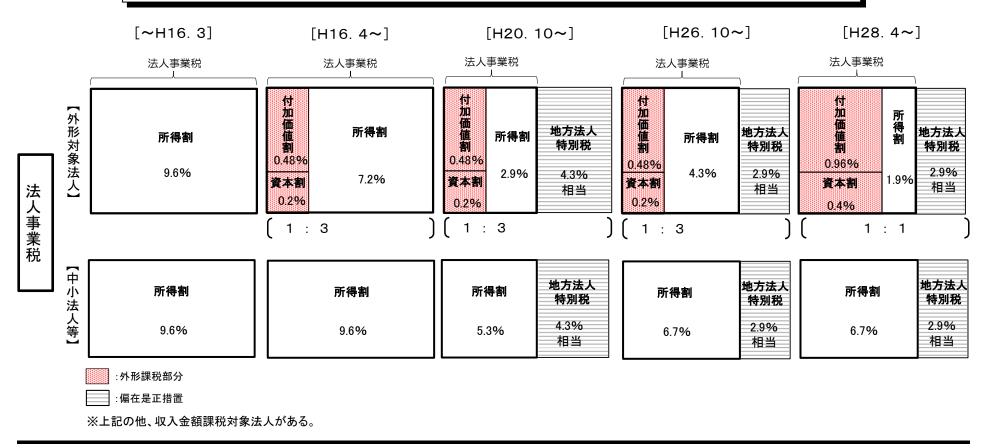
<法人住民税の地方交付税原資化の仕組み>

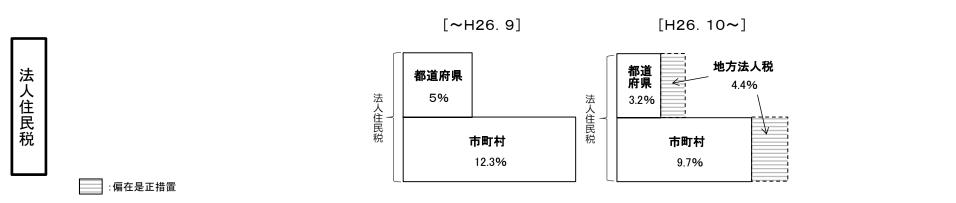


(参考)

- 〇平成26年度与党税制改正大綱 平成25年12月12日(抄)
 - ・ 地方法人課税の偏在是正 消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに 現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。
- ○平成27年度与党税制改正大綱 平成26年12月30日(抄)
 - ・ 地方法人課税の偏在是正 平成26年度与党税制改正大綱における消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。

近年の地方法人課税の改正状況





※課税標準は法人税額

「経済財政運営と改革の基本方針2015」(抄)

平成27年6月30日 閣 議 決 定

第3章 「経済・財政一体改革」の取組-「経済・財政再生計画」

- 5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題
- 「3] 地方行財政改革・分野横断的な取組等

(地域の活性化と頑張る地方を支援する仕組み)

地方自治体が自ら地域の活性化や歳出改革・効率化及び歳入改革などの行財政改革等に創意工夫を行うインセンティブを強化するとともに、頑張る地方を従来以上に支援する仕組みへシフトする観点から以下の取組を一体として行う。さらに、地方の税収増が見込まれる中、「税制抜本改革法」を踏まえ、地域間の税源の偏在を是正する方策を講ずるとともに、地方自治体が自主性を発揮できるよう課税自主権の拡充を図る。

- [5] 歳入改革、資産・債務の圧縮
- (1) 歳入改革
- ② 税制の構造改革

(改革の基本方針)

- v)地域間の税源の偏在是正
 - ・ <u>地方が自らの責任で地方創生に取り組むためには税財源が必要との考えの下、引き続き</u> 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する。

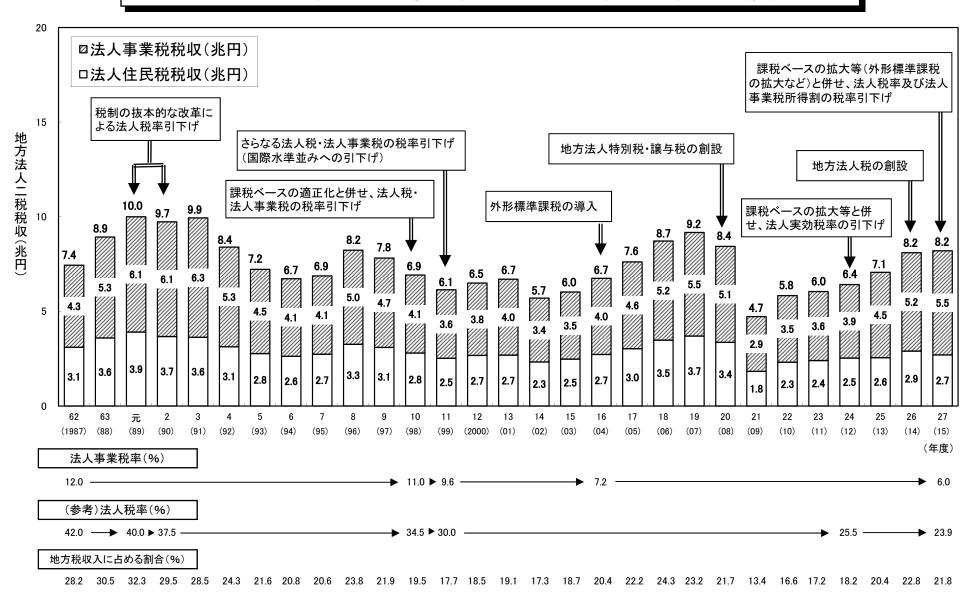
地方税収の偏在の状況

法人課税の概要 法人税 税率 ※ 税収の33.1%は地方交付税の原資 所得 × 23.9% (国) 11. 0兆円 地方法人税 ※ 税収の全額が地方交付税の原資 X 4.4% 法人住民税法人税割の一部を国税化したもの (国) 0.5兆円 1. 6兆円 市 9.7% X 法人税割 法人住民税 0. 6兆円 (県・市) 3, 2% 県 X 2. 7兆円 均等割 0. 5兆円 【資本金1億円超の普通法人】 所得割 4.8% × 2. 4兆円 所得 (27 6, 0%) 付加価値額 付加価値割 × 0.96% 0. 6兆円 (収益配分額+単年度損益) 外形標準 (270, 72%)課税 法人事業税 資本割 資本金等の額 0.4% 0. 2兆円 (県) (27) 0.3%5. 5兆円 【資本金1億円以下の普通法人・公益法人等】 (2.1兆円) 所得 所得割 X 9.6% 1. 9兆円 ※()内は地方法人特別税 (内数) 【電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人】 収入割 1.3% 0. 4兆円 X 収入金額

[※] 税収はH27収入見込額であり、その積算に当たってはH27改正前の税率を用いている。

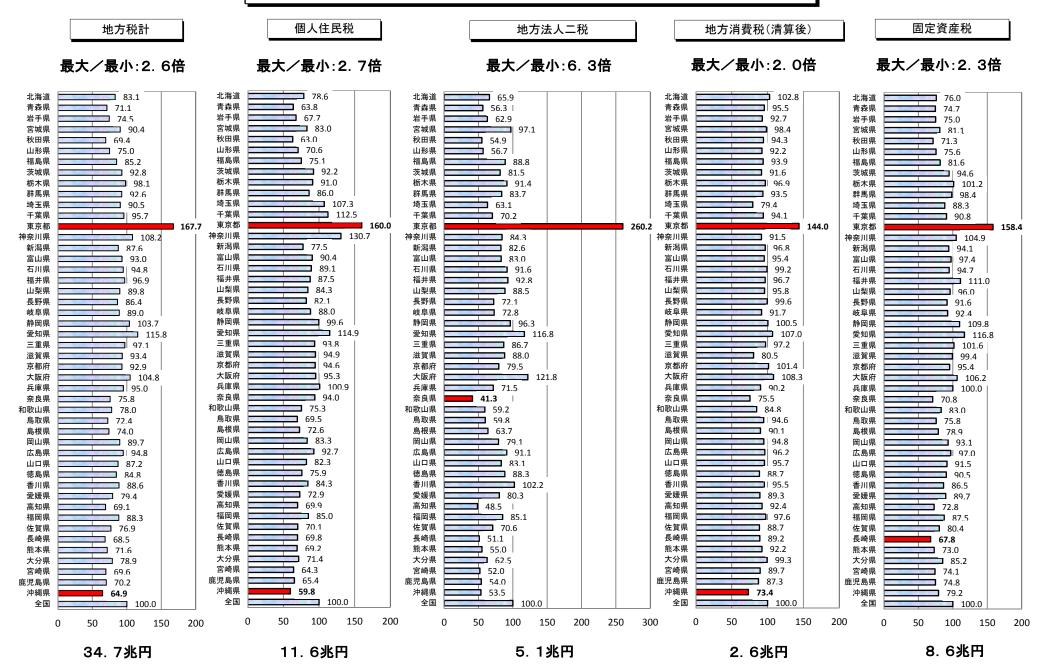
[※] 端数処理の関係で、計が一致しない場合がある。

地方法人二税(法人事業税・法人住民税)の税収の推移

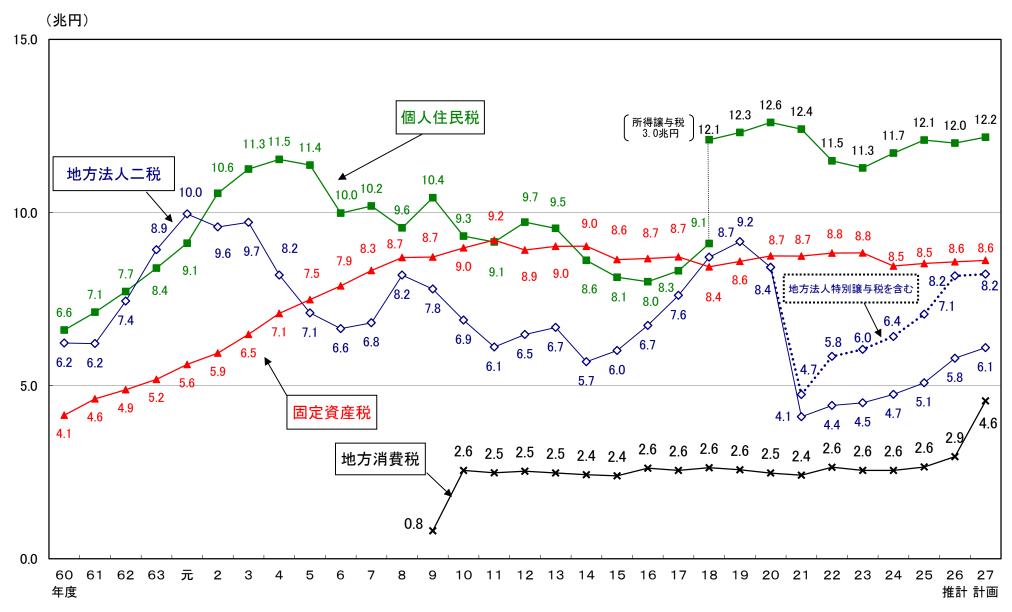


- (注) 1 25年度までは決算額、 26年度は決算見込額であり、いずれも超過課税等を含まない。また27年度は地方財政計画額である。
 - 2 地方税においては、3月決算法人等の税収が翌年度の歳入となるため、制度改正の影響の大半は、翌年度以降に発生することに留意。
 - 3 21年度以降の法人事業税収は、地方法人特別譲与税を加算した額である。
 - 4 27年度の法人住民税収には地方法人税(0.5兆円)は含んでいない。

人口一人当たりの税収額の指数(平成25年度決算額)

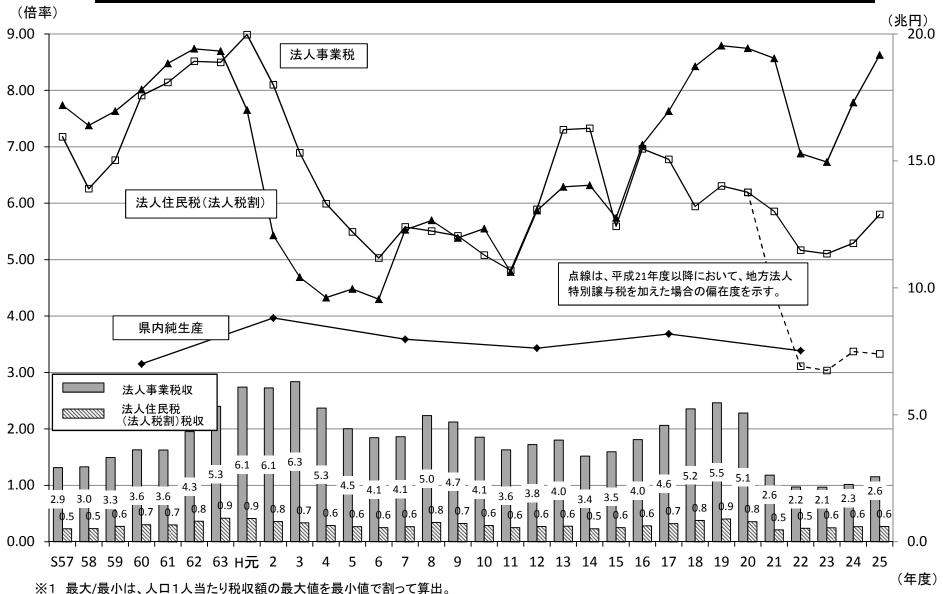


主要税目(地方税)の税収の推移



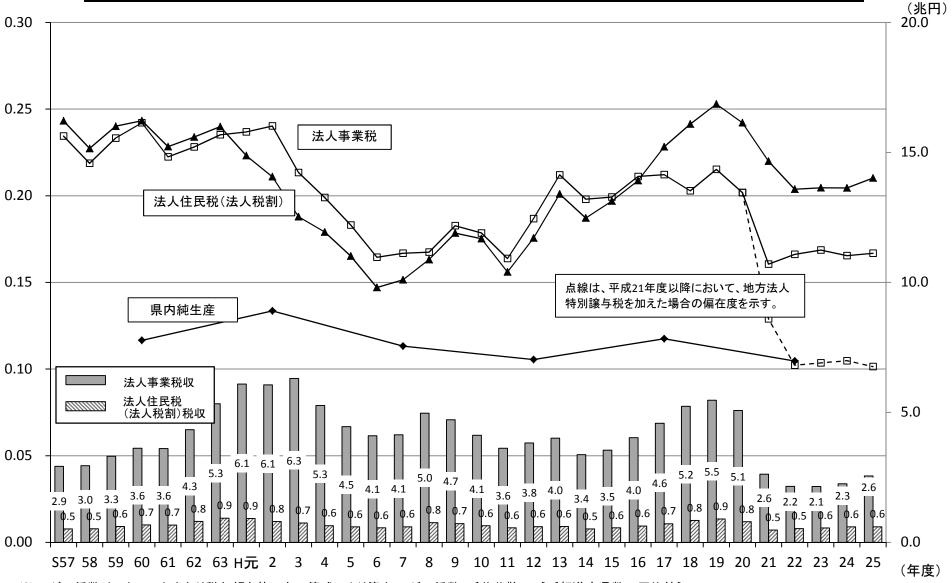
- (注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。
 - 2 平成25年度までは決算額、26年度は推計額(H27.1時点)、27年度は地方財政計画額である。
 - 3 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を加算した額。 (② 0.6兆円、② 1.4兆円、③ 1.5兆円、④ 1.7兆円、⑤ 2.0兆円、⑥ 2.4兆円、⑦ 2.1兆円)

法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(最大/最小)の推移<都道府県分>



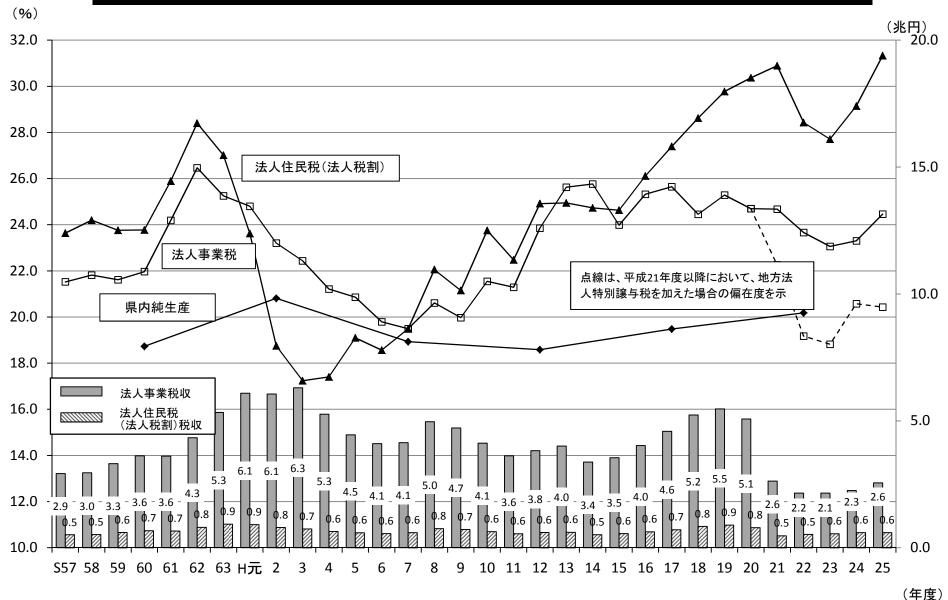
- ※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。
- ※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」(「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のもの)の県内 要素所得を基に算出。
- ※4 人口は各年度末の住民基本台帳人口による。

法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(ジニ係数)の推移<都道府県分>



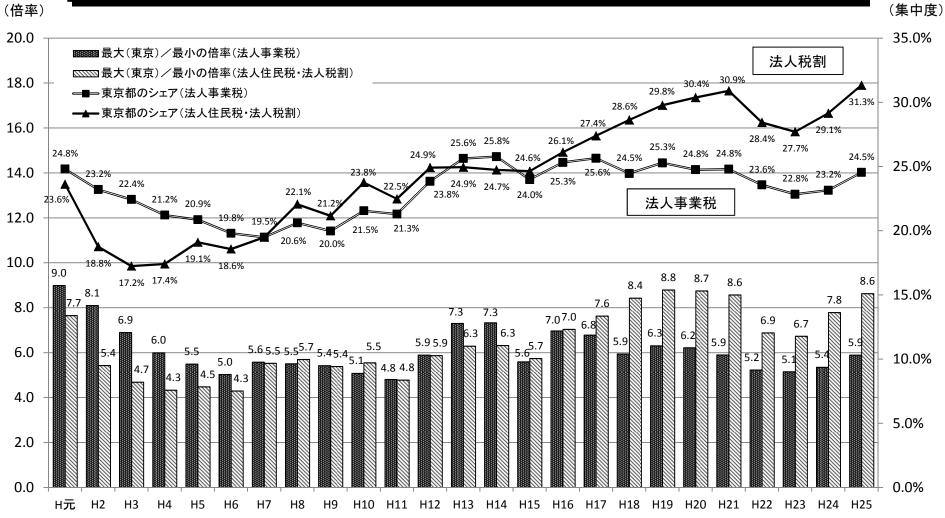
- ※1 ジニ係数は、人口1人当たり税収額を基に次の算式により算出。 ジニ係数=[共分散×2]/[都道府県数×平均値]
- ※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。
- ※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」(「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のもの)の県内 要素所得を基に算出。
- ※4 人口は、各年度末(平成25年度は平成26年1月1日現在)の住民基本台帳人口による。

法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(東京都シェア)の推移<都道府県分>



- ※1 東京都シェアは、全国の税収に対する東京都の税収の占める割合を示す。
- ※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。
- ※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」(「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のもの)の県内 要素所得を基に算出。

地方法人二税(都道府県分)の偏在度の推移



※ 法人税割の東京都の収入は、東京都が徴収する特別区分を含まない。

(年度)

- ※ 各年度とも決算値であり、地方法人特別税の税収を加算している。また超過課税分を含まない。
- ※ 「最大(東京)/最小の倍率」は、各都道府県の人口1人当たり税収額の最大値(東京)を最小値で割った数値である。
- ※ 人口は、各年度末(平成25年度は平成26年1月1日現在)の住民基本台帳人口による。

関係団体からの意見

【全国知事会「地方税財源の確保・充実等に関する提言」(平成27年7月)】

○ 税制抜本改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性を是 正する方策を講ずるべきである。

なお、地方法人課税のあり方の見直しにあたっては、法人が地方団体の行政サービスの提供を受けていること、 地方法人課税が地方団体にとって企業誘致等による税源涵養のインセンティブになっている面もあることなどを踏ま え、今後の地方法人課税のあるべき全体像を見据えた検討が必要である。

○ 消費税・地方消費税率の10%への引上げの際には、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進めるなど、 引き続き偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図るとともに、偏在是正により生ずる財源について は確実に地方財政計画に計上し、実効性のある偏在是正措置とすべきである。

【全国市長会「平成28年度都市税制改正に関する意見」(平成27年8月)】

- 都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- 消費税率(国・地方)10% 段階で法人住民税法人税割の交付税原資化を更に進めるに当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえること。企業誘致や地域の産業経済活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図っている都市自治体の努力が損なわれることのないよう十分配慮すること。

法人住民税法人税割の交付税原資化については、地方消費税率の引上げに伴う地方団体間の財政力格差を是 正するために創設されたものであり、これを地方一般財源の不足に対する確保策としないこと。

【全国町村会「平成28年度政府予算編成及び施策に関する要望」(平成27年7月)】

- 町村が、自主性・主体性を発揮し地方創生を着実に進めていくとともに、地域の実情に応じた社会保障サービス、住民の命を守る防災・減災対策等を実施するためには、地方の社会保障財源の安定的確保、税源配分のあり方の見直しと偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築、地方交付税総額の確保など、地方の自主財源の大幅な拡充による町村財政基盤の強化が不可欠である。
- 地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。
- 地方法人課税に関する検討にあたっては、法人市町村民税が、地域社会の費用について、その構成員である法人にも幅広く負担を求めるために課税するものであること、企業誘致等の税源かん養のインセンティブとなっていること等を踏まえ、個別町村において行政サービスの低下を招かないよう慎重に行うこと。

【茨城県「平成28年度国の施策及び予算に関する提案・要望(春)」(平成27年6月)】

○ 法人住民税の交付税原資化についても、地方の財政運営に影響を与えることから、今後の在り方について引き続き議論し、地方分権改革に資する地方法人課税とすること。

【山形県「平成28年度政府の施策等に対する提案」(平成27年6月)】

〇 地方法人課税のあり方について、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進めるなど、引き続き税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

【栃木県「平成28年度国の施策等に関する提案・要望」(平成27年6月)】

○ 地域間の税源偏在の是正に当たっては、法人住民税法人税割の一部が地方交付税原資となったが、引き続き、 偏在性が少なく安定的な地方税体系の構築に努めること。

【埼玉県「平成28年度国の施策に対する提案・要望」(平成27年6月)】

○ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の見直し並びに法人県民税の一部の交付税原資化については、地域間の税源の偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築が図られるよう検討すること。

【東京都「地方税財政に関する東京都の主張」(平成27年9月)】

- 不合理な偏在是正措置は、応益性の原則に反し、地方創生の理念とも逆行するなど、多くの問題がある制度であることから、直ちに撤廃し、地方税に復元すべきである。ましてや、新たな偏在是正措置は導入すべきではない。
- 地方自治体間の「財源の水平調整」にすぎない不合理な偏在是正措置は、地方が抱える巨額の財源不足の解決にはつながらない。地方分権の観点から、地方が自らの権限と財源においてその役割を果たせるよう、総体としての地方税財源を拡充することこそ、目指すべき方向性。
- 人口減少問題を克服し、日本全体を持続的発展へ導くためには、地域の強みを伸ばすとともに、課題解決を進めることが必要。更に、地域間でヒト・モノ・カネを奪い合うのではなく、互いの結びつきを強化することで、共存共栄の関係を構築していくことが必要。

【神奈川県「平成28年度国の施策・制度・予算に関する提案」(平成27年6月)】

〇 地域間の税収格差の是正は、本来、国の責任において地方税財源を拡充する中で行うべきである。地方法人税 及び地方法人特別税は、地方税の一部を国税化してこれを行っており、地方分権に反し極めて不適切であること から、速やかに地方税に復元すること。

【富山県「平成28年度富山県の重点事業」(平成27年6月)】

○ 法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進めるなど、引き続き、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図るとともに、偏在是正により生じる財源については確実に地方財政計画に計上し、実効性のある偏在是正措置とすること。

なお、地方法人特別税・譲与税制度の廃止等にあたっては、他の偏在是正措置と同時に実施すること。

【福井県「平成28年度重点提案・要望書」(平成27年6月)】

〇 消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進めるとともに、新たな偏在是正策を講じる際には、財政力の弱い地方自治体が減収とならないよう制度設計すること。

【愛知県「平成28年度国の施策・取組に対する愛知県からの要請」(平成27年7月)】

○ 地方法人特別税・譲与税は、受益と負担の原則に反し、地方分権改革の流れに逆行するものであり、企業誘致、 地域経済活性化へのインセンティブを損なうものであることから、確実に撤廃して法人事業税に復元すべきである。 また、地方法人税は、法人事業税の一部国税化と同様に、地方分権改革の流れに逆行するものであることから、 これを撤廃するべきである。

【島根県「提案・要望書」(平成27年6月)】

○ 地方間で格差が生じないよう、地域の実情に沿って、恒常的で十分な財政調整の仕組みを設けること。特に、地方法人税の交付税原資化にあたっては、偏在是正により生じる財源を活用して地方財政計画に所要の歳出を計上するとともに、地方交付税の算定については財政力の弱い団体に配慮した方法とすること。

【熊本県「国の施策等に関する提案」(平成27年6月)】

〇 平成29年4月からの消費税・地方消費税の引上げに際しては、法人住民税法人税割の交付税原資化を更に進めるなど、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図っていただきたい。

【鹿児島県「平成28年度政府等の予算編成等に関する提案事項」(平成27年7月)】

○ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、与党の平成26年度及び平成27年度税制改正大綱において、消費税率10%の段階で廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行うこととされ、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得るとされているが、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、偏在性の小さい地方税体系の構築を進めるために創設され、相応の効果を上げていることから、慎重に議論を行い、地域間の税源偏在の是正の方策を的確に講ずることなく見直しを行わないこと。

【横浜市「国の制度及び予算に関する提案・要望書」(平成27年6月)】

〇 地方税を一部国税化して、地方間の税収の調整を行うものとして、平成26年10月に導入された地方法人税については、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反することから、速やかに撤廃し、地方税である法人住民税に復元すべきです。

【名古屋市「平成28年度国の施策及び予算に関する重点事項の提案」(平成27年7月)】

○ 地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行う こと。地方法人税は単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、速やかに撤廃し、法人住民税へ復元すること。

【大阪市「平成28年度国の施策・予算に関する提案・要望」(平成27年6月)】

〇 地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこととし、法人市民税の一部を国税化して創設された地方法人税は、受益と負担の関係に反しているため、速やかに撤廃し、法人市民税へ復元すべきである。

※一般的に、税源の偏在性が少なく、安定的な地方税体系の構築を求める旨の意見については、省略している。

【日本経済団体連合会「平成28年度税制改正に関する提言」(平成27年9月)】

- 地方法人課税、とりわけ法人所得課税は地域間の偏在性が大きく、税収も不安定で基幹的な地方税としては不適切であるばかりか、近年の改正で地方法人特別税や地方法人税が創設されるなど、より複雑化している。超過課税も負担が法人に偏っている。地方法人課税の見直しにもかかわらず、現行の自治体の区分を前提とする以上は、一部の自治体を除き、財源不足の解消の見込みはなく、税収の再配分により、格差を是正する以外の道はない。応益性を徹底すればするほど、人口が多くサービスが充実している東京等大都市圏に税収は集中し、地域間格差は助長される。このため、地方法人課税の見直しにあたっては、単なる財源確保の観点からではなく、法人の負担水準のあり方も含め地方税全体の見直しを行うべきである。
- 国・地方全体の税体系の見直しを行い、地方の法人所得に対する課税部分については、国税の法人税に統合し、 交付税等により適切に配分するとともに、国際的イコールフッティングを踏まえ、段階的に税率引き下げを行うことが、偏在是正、税制の簡素化の観点から望ましい。

【日本商工会議所「平成28年度税制改正に関する意見」(平成27年9月)】

○ 地方税は、安定的かつ偏在性の少ない税源が望ましく、景気による税収変動や地域の偏在性の大きい、地方法人二税に過度に依存している状況は是正すべきである。平成26年度税制改正において、地方法人二税の偏在是正ため法人住民税の一部を国税化し地方交付税の財源化とされたところであるが、国際競争力強化の観点から、地方法人二税を国に税源移譲し、法人課税は国として引き下げていくべきである。

【日本労働組合総連合会「政策・制度要求と提言」(平成27年6月)】

○ 地方分権に逆行する地方法人特別譲与税および地方法人税の仕組みを廃止する。

【関西経済連合会「2016(平成28)年度税制改正に対する要望」(平成27年9月)】

○ 現在の地方税、特に地方法人二税(法人事業税・法人住民税)の税収については、わが国全体の約25%にものぼる額が東京都に集中している。従って、地方が自らの個性と資源を活用した施策をしっかりと実現できるよう、地方法人二税の段階的な国税化および人口や従業者数による地方への再配分、地方消費税の清算基準の見直し(人口基準の比率を高める、高齢者人口も勘案して配分する等)等による、税収偏在の是正を行うべきである。